

永平寺町税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和7年3月25日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第13号

永平寺町税条例の一部を改正する条例

永平寺町税条例(平成18年永平寺町条例第51号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号及び第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。